

## 協議事項

### 「仙台市災害対策本部」受付分の配分について（案）

これまで市内外から寄せられた義援金は、4月25日現在、約4.5億円に上っている。

市内における人的被害及び住家被害の件数については、現在調査中であり、被害状況の全容の把握にいたっていない。（資料1）

また、過去の大規模災害の配分例を見ると、今回、義援金配分割合決定委員会で示されていない項目についても配分を行っている状況がある。（資料4-2）

### 《案1》 「仙台市災害対策本部」受付分について、第1次配分を行う。

#### （1）配分額の上乗せ

「義援金受付団体」受付分に上乗せし、市内の被災者に配分を行うもの

（対象数は、H23. 4.26現在）

配分対象項目案	配分額案		対象数	所要見込試算
死亡・ 行方不明者	A	1人あたり 50,000円とした場合	859人	42,950,000円
	B	1人あたり 100,000円とした場合	859人	85,900,000円
住宅全壊(焼)	A	1戸あたり 50,000円とした場合	3,190棟	159,500,000円
	B	1人あたり 100,000円とした場合	3,190棟	319,000,000円
住宅半壊(焼)	A	1戸あたり 30,000円とした場合	調査中	0円
	B	1人あたり 50,000円とした場合	調査中	0円
合計	A	各項目ともA案で試算した場合		202,450,000円
	B	各項目ともB案で試算した場合		404,900,000円

【参考：仙台市災害対策本部受付義援金（H23. 4.25現在）450,976,768円】

#### （2）仙台市独自の配分項目の検討

仙台市独自の項目を設定し、対象者及び配分額の検討を行うもの

参考：資料4-2（第1回義援金配分割合決定委員会資料抜粋）

### 《案2》 「仙台市災害対策本部」受付分の配分は、留保する。

「仙台市災害対策本部」受付分の配分については、今後の被害状況の判明に応じて、義援金受付団体の第2次配分以降に市内の被災者へ配分を行うものとする。